



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2020年10月号(J254)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 鴻海とMSが和解、新たな提携関係を構築
- 02 台湾AIチップ連盟(AITA)、AIチップの生態系を構築
- 03 「世界デジタル競争ランキング2020」で、台湾の総合順位は過去最高

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

スポーツ選手の別名、愛称は、商標法第30条第1項第13号に規定の「芸名」に該当する。

今月のトピックス

J200903Y1

01 鴻海と MS が和解、新たな提携関係を構築

マイクロソフト (MS) と鴻海精密工業 (Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.、以下「鴻海」) は米国時間 9 月 1 日に、互いに有益なビジネス協力の下で、より建設的な提携関係を構築するとの共同声明を発表した。この新たな関係構築のため、双方はそれぞれ訴え (カリフォルニア州での訴訟を含む) を取り下げることで合意した。

MS と鴻海は 2013 年に Android OS と Chrome OS を搭載するデバイスに関する特許ライセンス契約を結んでいたが、2019 年 3 月に MS は鴻海がライセンス料の支払いを怠ったとして提訴していた。双方は今回の和解にこの件も含めるとしている。(2020 年 9 月)

J200921Y5

02 台湾 AI チップ連盟 (AITA)、AI チップの生態系を構築

人工知能 (AI) は今後 10 年間に於いて最も重要な技術になるとみられている。台湾の半導体サプライチェーンを連結して迅速な AI 市場の獲得を目指し、行政院の科技会報 (Board of Science and Technology) オフィスと経済部の技術処 (Department of Industrial Technology (DoIT)) の指導の下、「台湾 AI チップ連盟 (AI on Chip Taiwan Alliance、以下「AITA」)」は 9 月 21 日に会員大会を開催し、産官学並びに同業組合や業界団体の代表が出席した。AITA というプラットフォームを通じて国内外の業者が集結し、デバイス側の AI チップに関する技術を開発しており、多くの研究成果が発表された。

AITA が発足されて 1 年近くになり、少なからぬ成果をあげている。内容は以下の通り。

一、半導体大手を集めて、AI チップの異種統合を開発

5G や AI という世代において、高度なチップ統合能力が必要とされる「異種統合型 (Heterogeneous Integration) チップ」のデザインイノベーションと封入技術は、ポストムーア時代において半導体産業を発展させ続ける原動力になると目されている。AITA は聯発科技 (MTK)、日月光 (ASE)、晶相光電 (SOI)、工業技術研究院 (ITRI) を集めて、共通の異種統合インターフェースを策定し、複数の異なる製造工程、機能を持つチップを異種統合している。これによりモジュール体積の 40~60% 縮小、演算消費電力の 25~40% 削減、演算速度の 20~35% 向上を実現したソリューションが開発でき、各種末端デバイスにおける AI 演算の応用を促進することが見込まれる。

二、光学式の大画面内指紋認証チップを開発して、世界市場を獲得

指紋認証チップデザイン領域をリードする神盾 (Egis) は、AITA のソフトウェア関連 SIG の協力を得て、AI 演算効率の向上、開発時間の短縮を行い、世界初の再構成可能型 (Reconfigurable) アナログ AI 演算技術に基づいて光学式の大画面内指紋認証 (FoD) チップを開発していく。大量の指紋データベースを通じてアナログ AI 回路のデザインと自己学習を行い、たとえ指紋画像の質が悪くなくても、指紋の識別率を高め、低コスト、低消費電力、高効率、高偽造防止力という優れた商品を生み出し、これによりモバイルデバイスの認証システム、自動車向けモニタリング、安全保護システム、及び IoT 等の市場を獲得していく。

三、世界大手の米シノプシスから台湾での研究開発センター設置を獲得

シノプシス (Synopsys) は AITA メンバーと提携して AI チップに必要な関連キーテクノロジーの技術開発を行うため、台湾への追加投資を準備している。同社は台湾に「AI 研究開発センター」を設置して、最先端 AI 設計統合性ソフトを開発し、AI チップアプリケーションとコンパイラ、異種演算及び検証技術を導入し、シノプシスの知的財産と組み合わせ、最先端 AI 設計統合性ソリューションを開発する計画。2 年以内に 100 人以上の研究開発チームを組み、8 億新台湾ドルを投じて、AI 研究開発力を高める。(2020 年 10 月)

J201001Y5

J201001Y7

03 「世界デジタル競争力ランキング 2020」で、台湾の総合順位は過去最高

行政院国家發展委員会（National Development Council）のニュースリリースは次のように伝えている。スイスの国際経営開発研究所（IMD）は10月1日に「世界デジタル競争力ランキング 2020」を発表し、台湾は調査対象である63カ国・地域のうち11位に格付けされ、2019年（前年）から2つ順位を上げた。これはIMDが2017年に同ランキングの発表を始めて以来、最高の順位となった。また、人口が2000万人以上である29の経済体においては3位となり、前年から1つ順位を上げ、さらに国民1人当たりのGDPが2万米ドル以上である34の経済体においては11位となり、2つ順位を上げた。

一、台湾は多くの指標で世界トップ3

国家發展委員会によると、今回の調査結果で、台湾は7つの小項目における順位が世界トップ3に入っている。その中で、「企業の変化に対する機敏性（Agility of companies）」、「モバイルブロードバンド利用者数（Mobile Broadband subscribers）」及び「IT及びメディア関連株資本金の株式市場全体に占める比率（IT & Media stock market capitalization）」が世界1位、「人口千人当たりの研究開発人員数（Total R&D personnel per capita）」、「企業の商機と脅威に対する機敏性（Opportunities and threats）」及び「スマートフォンの普及率（Smartphone possession）」が世界2位、「高等教育水準（Higher education achievement）」が世界3位を占め、素晴らしいパフォーマンスを示した。

二、台湾は大項目「技術」、「未来への準備の度合い」で順位上昇

IMDの同ランキングは、3つの大項目指標、9つの中項目指標、51の小項目指標で、世界各国の「デジタル転換」に適応し、探索し、十分に運用できる能力と整備の度合いが評価されている。3つの大項目評価は「知識（Knowledge）」、「技術（Technology）」、「未来への準備の度合い（Future readiness）」となっている。

（一）「知識」の方面では、主に新技術の学習能力が評価され、台湾は18位となった。順位は1つ下がったが、「人材（Talent）」と「訓練及び教育（Training & education）」という2つの中項目では順位を上げ、一部の小項目でも高い評価を得た。例えば「人口千人当たりの研究開発人員数」では前回に続いて2位を占め、「高等教育水準」では3位に上昇、「研究開発費が総支出に占める比率（%）（Total expenditure on R&D（%））」でも4位に上昇しており、台湾が高等教育及び研究開発人員の育成に尽力していることが分かる。一方「海外ハイテク人材（Foreign highly-skilled personnel）」と「科学技術人材の雇用（Scientific and technical employment）」については弱いため、国家發展委員会はすでに「外国専門家人材招聘および雇用法」を改正して、外国専門家人材の就労及び居留に対する規制を緩和し、これらの人材の雇用に対する誘因を強化している。

（二）「技術」の方面では、主にデジタル革新力が評価されており、台湾は世界5位を占め、前年から4つ上昇した。その中で、「IT及びメディア関連株資本金の株式市場全体に占める比率」と「モバイルブロードバンド利用者数」は世界1位、「インターネット接続速度」は5位となり、13ランク順位を上げて、最高の上昇幅となった。これは政府の推進する国家デジタル転換関連プログラムによって、わが国の科学技術力とICTインフラが強化され、顕著な成果が表れていることを示すものである。

（三）「未来への準備の度合い」の方面では、主に国家のデジタル転換のレベルが評価されており、台湾は8位を占め、前年から4つ順位を上げた。企業経営については「企業の変化に対する機敏性」が1位、「企業の商機と脅威に対する機敏性」が2位、さらに「ビッグデータの活用と分析（Use of big data and analytics）」が5位となり、9つ順位を上げ、最高の上昇幅となった。これは政府による企業のデジタル転換の成果が徐々に表れ始めていることを示している。モバイルサービスについては「スマートフォンの普及率」が2位に上昇し、「サイバーセキュリティ」も4つ順位を上げて8位となった。

（2020年10月）

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I スポーツ選手の別名、愛称は、商標法第 30 条第 1 項第 13 号に規定の「芸名」に該当する。

■ ハイライト

原告は 2016 年 4 月 21 日に「Blackmamba デザイン文字」商標をもって第 25 類「衣服、T シャツ、ジャケット」等商品への指定使用を被告に登録出願した。被告の審査を経て、登録第 1804197 号商標（以下「係争商標」という）として許可された。その後、参加人が係争商標が商標法第 30 条第 1 項第 13 号規定に違反したとして、異議申立をした。被告が審査したところ、係争商標に前掲商標法同条項第 13 号規定を適用すると認めたので、取消処分とした。原告はそれを不服とし、訴願を提起したが、經濟部により訴願が棄却され、更にこれを不服とし、知的財産裁判所に訴訟を提起した。裁判所の判決趣旨では、「BlackMamba」は係争商標出願時確かに米国 NBA スター「KobeBryant」の国内における有名な芸名となっていたのに、原告が「BlackMamba」を係争商標として登録出願し、そのうえ「KobeBryant」の同意を得ていないため、その人格権及び当該国内における有名な芸名を利用し、国内での商業活動により生じる一定の経済效益の財産権に損害を与えたことがないとは言い難いので、自ずと商標法第 30 条第 1 項第 13 号本文、登録不可に関する規定に違反する。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】2019 年行商訴字第 78 号

【裁判期日】2020 年 01 月 08 日

【裁判事由】商標異議

原告 林沅澹

被告 經濟部知的財産局

参加人 米国柯比公司

上記当事者の間による商標異議事件について、原告が經濟部による 2019 年 5 月 29 日経訴字第 10806304910 号訴願の決定を不服として、行政訴訟を提起したが、本裁判所より参加人に独立して被告の訴訟への参加を命じた上で、以下のとおり判決を下す。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告は 2016 年 4 月 21 日「Blackmamba デザイン文字」商標を当時の商標法施行細則第 19 条に定められた商品及びサービス分類表第 25 類の「衣服、T シャツ、ジャケット……」商品への使用に指定して、被告に登録出願し、審査を経て、登録第 1804197 号商標として許可された（以下「係争商標」という）。その後、参加人が係争商標が商標法第 30 条第 1 項第 11 号、12 号及び 13 号の違反に該当するとして、これに対して異議申立てを行った。案件は被告による審理の結果、係争商標に前掲商標法同条項 13 号の適用があると判断され、2018 年 12 月 28 日中台異字第 G01060114 号商標異議決定書により、係争商標の登録を取消す処分をした。原告がこれを不服として、訴願を提起したところ、經濟部が 2019 年 5 月 29 日付経訴字第 10806304910 号訴願により、申立てを棄却したが、原告はなお承服できないため、本裁判所に訴訟を提起した。本裁判所は職権により参加人に独立して被告の訴訟への参加を命じた。

二 両方当事者の請求内容

(一) 原告の主張

訴願決定及び原処分をすべて取消す。

(二) 被告の主張

原告の訴えを棄却する。

三 本件の争点

係争商標は商標法第 30 条第 1 項第 13 号の規定の登録できない事由に該当しているか。

四 判決理由の要約

(一) 2012 年 7 月 1 日より施行された商標法第 30 条第 1 項第 13 号に規定される「芸名」はエンターテインメントにおける芸能人の仮名、別名に限らないこととなっている。プロのスポーツ選手というのは、現状においてスキルをパフォーマンスする性質があるスポーツ試合を職業としており、スポーツスキルをパフォーマンスすることを職業とする「芸能人」に該当する。プロのスポーツ選手とスポーツリーグ、マスコミとの関係については、ほぼマネージャーに任せ、スポーツのスター選手の生活態度または言葉と行為は、常にマスコミの注目を集めており、その性質はエンターテインメント芸能人と異なることがなく、且つ関連消費者の観客はスポーツのスター選手を試合で応援する時、ほとんどスポーツ選手本名以外の別名、愛称、または背番号等で呼ぶので、当該呼称は性質的に「芸名」に該当する。

(二) 調べたところ、係争商標は攻撃状態となっている抽象的なヘビデザイン図案及びややデザインされた外国語「Black Mamba」で構成されているが、その抽象的なヘビのデザイン図案を外国語「Black Mamba」に組み合わせであり、全体的に人に与える印象は、やはり文字印象から離れない外国語「Black Mamba」である。

(三) 参加人が提示した「Kobe Bryant」フェイスブックファンページ 2011 年 3 月 22 日付、9 月 26 日付、2012 年 8 月 10 日付、2013 年 10 月 14 日付、2014 年 7 月 11 日付、2015 年 9 月 17 日付等投稿でシェアした「Black Mamba」と呼ばれる Kobe Bryant の文章及び映像、2015 年 12 月 8 日付 ETtoday 東森新聞雲「Kobe 時を越えてブラックマンバの伝説を書く」、2015 年 12 月 1 日付及び 5 日付自由時報自由スポーツ「『伝説は永遠に色褪せない』NBA スター選手によるブラックマンバへの敬意を表す言葉のまとめ」、「NBA 》ブラックマンバの最後のダンスか？米国 NBA：再びドリームチームのウェアを着る見込み」報道等、及び「Black mamba Kobe」をキーワードとして Google で検索し、並びに係争商標出願日前の資料を設定して検索したところ、約 170,000 件の中国語/英語関連検索結果があり、繁体字中国語のページだけを検索した場合でも 3,000 件の資料があり、主な検索結果はいずれも米国 NBA バスケットスター選手の Kobe Bryant の情報と関連していた。

よって、係争商標が 2016 年 4 月 21 日に登録された時、「Black Mamba」はすでにスポーツスキルを専門とするアーティストの「Kobe Bryant」がパフォーマンス性のバスケット試合の出場時に呼ばれる芸名となっており、且つ「Black Mamba」は客観的にも「Kobe Bryant」ひとりだけをさすものなので、国内の関連消費者も直接「Kobe Bryant」と関係があると連想することから、すでに国内において有名な程度に達していると認められる。

(四) 原告は「Black Mamba」が Kobe Bryant の国内における有名な芸名であると知っており、「Black Mamba」が米国 NBA で有名なバスケットのスター選手 Kobe Bryant の国内における有名な芸名であることも承知していた。

(五) 以上を総合すると、「BlackMamba」が係争商標出願時確かに米国 NBA スター「Kobe Bryant」の国内における有名な芸名となっていたのに、原告は「BlackMamba」を係争商標として登録出願し、そのうえ「Kobe Bryant」の同意を得ていないため、その人格権及び当該国内における有名な芸名を利用し、国内での商業活動から生じる一定の経済效益の財産権に損害を与えたことがないとは言いがたいので、2012 年 7 月 1 日より施行された商標法第 30 条第 1 項第 13 号本文、登録不可に関する規定に自ずと違反すると認められる。よって、被告が係争商標登録を取消処分とすべきとした決定は法に不一致なところがなく、訴願の決定を維持

したことに間違いはなく、原告の原処分及び訴願決定をすべて取消す訴えには理由がないので、棄却すべきである。

前述を総じて論結すると、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産案件審理法第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により、主文のとおり判決を下す。

2020 年 1 月 8 日

知的財産裁判所第三法廷

審判長裁判官 蔡惠如

裁判官 吳俊龍

裁判官 伍偉華

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2020 TIPLO, All Rights Reserved.